

## 申請から認定を受けるまで

介護保険を利用するときは、まず越前町が行う要介護認定を受けましょう。  
要介護認定とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するための審査です。

### ①申請する

申請窓口は、介護福祉課と各地区コミュニティセンターの住民サービス室です。

#### ◎申請に必要なもの

- ・認め印
  - ・介護保険の被保険者証
  - ・医療保険の被保険者証
- ※ご本人の身体の状態と、かかりつけのお医者さんのお名前(フルネーム)を教えてください。

ご家族による代理申請も可能です。

☆地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設に申請手続きを依頼することもできます。

### ②認定手続き

申請すると、訪問調査や公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

#### ◎訪問調査

町職員などがご自宅(場合によっては病院や施設)を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

#### ◎主治医の意見書

町から直接、主治医の先生に意見書の作成を依頼します。(長期間、病院にかかっていない場合は、受診をお願いすることがあります。)

#### ◎一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

#### ◎二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。(介護認定審査会)

#### ※認定手続きには時間がかかります。

上記のように、介護保険は多くの人の力と時間をかけて、慎重に審査・判定されます。そのため、申請から結果が出るまでに、少なくとも1ヶ月近くの日数を要しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ③結果の通知

審査・判定の結果は、町から送付します。決定した「要介護度」によって、利用できるサービスや月々に利用できる上限が異なります。

